省　令

○厚生労働省令第八十九号

労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）及び労働者協同組合法施行令（令和四年政令第二百九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働者協同組合法施行規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

厚生労働大臣　後藤　茂之

労働者協同組合法施行規則

目次

第一章　組合員名簿における電磁的記録等（第一条―第三条）
第二章　設立（第四条・第五条）
第三章　管理
第一節　電磁的記録の備置きに関する特則（第六条）
第二節　役員（第七条―第十六条）
第三節　決算関係書類
第一款　総則（第十七条―第二十条）
第二款　貸借対照表（第二十一条―第三十二条）
第三款　損益計算書（第三十三条―第四十一条）
第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第四十二条―第四十四条）
第五款　附属明細書（第四十五条）
第四節　事業報告書（第四十六条―第五十条）
第五節　決算関係書類及び事業報告書の監査
第一款　通則（第五十一条）
第二款　監査報告の内容等（第五十二条―第五十四条）
第六節　決算関係書類及び事業報告書の組合員又は連合会の会員への提供
第一款　決算関係書類の組合員又は連合会の会員への提供（第五十五条）
第二款　事業報告書の組合員又は連合会の会員への提供（第五十六条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第五十七条）
第二款　資産及び負債の評価（第五十八条・第五十九条）
第三款　純資産（第六十条・第六十一条）
第八節　総会の招集手続等（第六十二条―第六十九条）
第四章　解散及び清算並びに合併（第七十条―第八十一条）
第五章　労働者協同組合連合会（第八十二条・第八十三条）
第六章　雑則（第八十四条―第八十六条）
附則

第一章　組合員名簿における電磁的記録等

（電磁的記録）

第一条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号。以下「法」という。）第十条第三項第二号（法第百二条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十条第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　法第十条第三項第二号（法第百二条において準用する場合を含む。）

二　法第三十一条第二項第二号（法第百十三条において準用する場合を含む。）

三　法第四十一条第五項第二号（法第五十五条第五項、第九十四条第二項（法第百二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第百十八条第一項において準用する場合を含む。）

四　法第五十一条第十二項第三号（法第九十四条第二項及び第百十八条第二項において準用する場合を含む。）

五　法第五十二条第三項第二号（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）

六　法第六十九条第四項第二号（法第百十九条第五項において準用する場合を含む。）

七　法第七十二条第二項第二号（法第百二十条において準用する場合を含む。）

八　法第八十六条第二項第三号（法第百二十三条において準用する場合を含む。）

九　法第八十七条第二項第三号（法第百二十三条において準用する場合を含む。）

十　法第八十七条第十項第三号（法第百二十三条において準用する場合を含む。）

十一　法第八十八条第二項第三号（法第百二十三条において準用する場合を含む。）

十二　法第八十九条第八項第三号（法第百二十三条において準用する場合を含む。）

（電磁的方法）

第三条　法第十一条第三項（法第二十三条第八項、第七十一条第六項及び第百三条第二項（法第百九条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第二章　設立

（創立総会の議事録）

第四条　法第二十三条第七項及び第百九条第三項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3　創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　創立総会が開催された日時及び場所

二　創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三　創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名又は名称

四　創立総会の議長の氏名

五　議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（組合の成立の届出）

第五条　法第二十七条の規定により労働者協同組合（以下「組合」という。）の成立を届け出ようとする者は、様式第一による届書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一　登記事項証明書

二　定款

三　役員の氏名及び住所を記載した書面